

河口付近におけるさけ・ます採捕の制限について

令和8年1月29日
胆振海区漁業調整委員会

1. 委員会指示の目的・趣旨

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、「海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。）次条第一項において同じ。」の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。」とされている。

当管内における近年の秋さけ来遊資源は減少の一途となっており、このままではさけます増殖の継続が困難となる恐れがあることから、資源回復に向けた措置として、増殖に必要なサケの親魚と種卵の十分な確保を目的とした繁殖保護を図ることを目的とし、管内の主要な増殖河川である錦多峰川の河口付近における採捕禁止区域及び期間を定めるもの。

2. 委員会指示のスケジュール

令和8年2月12日	意見の募集開始
令和8年3月上旬	委員会指示案に係る公聴会
令和8年3月13日	意見の募集終了
令和8年3月中旬	海区委員会指示(案)に係る審議
令和8年3月下旬	委員会指示発動

3. 委員会指示（案）

別紙のとおり